

# 施策評価調書

施策名	2-4-2	援護を必要とする子育て家庭への支援		施策を取り巻く環境変化	平成22年度に全国で対応した児童虐待相談件数(児童相談所)は、55,152件で児童虐待防止法が施行された10年間で(平成12年)の3.1倍(17,725件)となっています。相談や通告が、早期発見、介入のきっかけとなることは良いこととは言え、その後の対応については依然として課題を残していますし、虐待による児童の死亡例も減少することはありません。今後、児童虐待の事後対応のみならず、予防策にも力を入れていく必要があると考えます。
		地域経営計画(後期計画) 該当ページ	P. 39		
担当部課	教育部 こどもみらい課	担当	子育て支援担当		
		リーダー	赤羽 一夫		

## 1. 住民意識調査結果

21年度(10月実施)		25年度(※実施予定)		26年度(※実施予定)	
満足度	第29位/全36項目(子育てしやすい環境の整備) -8.4%	満足度	第 位/全 施策	満足度	第 位/全 施策
優先度	第1位/全36項目(子育てしやすい環境の整備) 78.6%	優先度	第 位/全 施策	優先度	第 位/全 施策

満足度:「満足である」、「どちらかと言えば満足である」を合計した割合から、「どちらかと言えば不満である」、「不満である」を合計した割合を差し引いたもの  
 優先度:「優先すべき」、「やや優先すべき」を合計した割合から、「あまり優先しなくてよい」、「優先しなくてよい」を合計した割合を差し引いたもの

## 2. 施策の目標

指標	基準値	年度	23年度	24年度	25年度	26年度	27年度
<b>(養育機能の弱い家庭への相談支援体制の強化)</b>							
指標1: 要保護児童ケースのうち継続的な支援を必要としない割合:(%)	21年度実績	計画	60.0%	62.5%	65.0%	67.5%	70.0%
	57.4%	実績	↓	38.46%			
指標2: 赤ちゃん訪問(0~4ヶ月児)率:(%)	21年度実績	計画	90.0%	92.0%	93.0%	94.0%	95.0%
	88.9%	実績	↓	88.40%			
指標に関する特記事項	○虐待通告や養護相談を受けた家庭については、それ自体を何らかのSOSと捉え、家庭訪問などの継続的な関わりを持っています。そのなかで様々な育児不安が解消され、行政の継続的な支援を必要としなくても良くなること目指すかたちなので、それを相談支援体制が有効に機能しているか否かの指標としました。 ※平成23年度の指標1の38.46%は、総件数52件に対して終結20件の対する実績割合(20/52)です。[参考H21:21/47、H22:21/44、H23:20/52] 虐待通告等の相談件数が増加したことは、問題ケースが早期に発見されることで支援に繋がりがやすくなる利点があり、虐待等による最悪な状況が回避できます。また、支援につながり、終結できた件数は毎年20件程度となっています。 ○また赤ちゃん訪問事業(出生後4ヶ月までの赤ちゃん宅を訪問する)は、孤立した育児とならないよう育児情報をもって保健師が家庭訪問するもので、虐待の未然防止にも効果があるとされる事業です。この事業の成果として訪問率を指標としました。						
<b>(子どもの人権意識の啓発)</b>							
指標3: オレンジリボンキャンペーンの認知度:(%)	22年度:未実施	計画	70.0%	80.0%	90.0%	100.0%	100.0%
	—	実績	↓	10.00%			
指標4: (仮称)子どもの権利に関する条例の制定	22年度:未実施	計画	—	意識啓発	組織的検討	条例制定	施策検討
※H23.9修正	未制定	実績	→	未制定			
指標に関する特記事項	○オレンジリボンキャンペーンの認知度については、町主催イベント時において、普及啓発の際の聞き取りによる認知度です。一般の住民はオレンジリボンキャンペーンの事態を知らない方が多い現状であり、広報や町主催イベントのみの啓発にとらわれない、広く町民の目に付く普及活動が必要とされます。						

進捗状況の区分 ↑:目標以上の成果があった →:目標どおりの成果があった ↓:目標に至らなかった △:遅延・未着手等 ×:見直し・廃止等

## 3. 施策に係る経費

事業費(傘下事務事業費計)の推移【単位:千円】 (※総事業費)	年度	23年度	24年度	25年度	26年度	27年度
		当初	28,580	10,342	10,342	
	決算	9,452				

## 4. 施策傘下事務事業 ※別紙のとおり

## 5. 施策評価

自己評価(部)	後期計画における施策展開のビジョン	H25年度の狙い
	H23 事後評価 要保護児童対策地域協議会の運営を通して各関係機関と協議、連携しながら、被虐待児童から支援が必要と思われる児童まで、マンパワーを活かし、幅広く養育支援を行いました。 また児童虐待予防策として、母親を対象とした「子育てワークショップ」(育児不安解消対策など)の開催や、NPOと連携したオレンジリボンキャンペーンを行いました。	○養育機能の弱い家庭への相談支援体制の強化と連携 児童相談所の後方支援のもと、関係機関の理解と協力を得ながら、被虐待児童へのフォローアップ体制を更に強化していくことが目標です。また、関係機関との役割分担を明確にし、支援家庭への情報提供や相談など安定した支援につなげます。 ○子どもの人権意識の啓発 大人以上に人権を侵害されやすい子どもは、社会的に保護され、守っていかねばなりません。そのためには家庭や園、小中学校からの意識啓発を行います。 まだまだオレンジリボンキャンペーン活動の認知度が低い状況にあることから、町内企業や団体を巻き込んだ普及啓発方法を検討します。
総合評価(町長)	<b>総合評価</b> 人権意識啓発については、まずは条例等の制定ではなく、マンパワーで、地道に団体や町内企業への啓発をしていくという方向性を評価する。 現時点における当該施策の中で優先度の高い部分は、養育支援における相談支援体制の強化と判断する。あらゆるところから発せられる家庭からの何らかのSOSに対して、要保護児童対策地域協議会という機会のみならず、普段から、関係機関の間で風通し良く、迅速に情報が共有され、適切な対応をとれるよう、協力体制を強化された。	<b>施策傘下事務事業に係る個別指摘事項</b> ・全て「継続事業」とする。 ・団体運営費補助にあつては、引き続き団体との協議を密にし、適切な役割分担、良好な協力関係を構築されたい。